

(第1回、**最終**) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年3月24日										
契約業者名	富士島建設株式会社										
契約業者の住所	山梨県韮崎市富士見三丁目7番29号										
工事の名称	R7白州出張所砂防整備工事										
工事場所	白州出張所管内（山梨県北杜市及び韮崎市）										
工事種別	維持修繕										
工事概要	<table> <tr> <td>河川維持</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>砂防整備工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1式</td> </tr> </table>	河川維持	1式	法面工	1式	砂防整備工	1式	共通仮設費	1式	共通仮設費	1式
河川維持	1式										
法面工	1式										
砂防整備工	1式										
共通仮設費	1式										
共通仮設費	1式										
工期（自）	令和7年10月1日										
工期（至）	令和8年3月31日										
変更前の契約金額	16,280,000円（税込み）										
変更金額	220,000円（税込み）										
変更後の契約金額	16,500,000円（税込み）										
変更理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 流路整備工 現地精査の結果、当初想定していた除草工施工範囲の繁茂状況等を考慮し、除草工を減工する。 2. 防護柵設置工 関係機関と調整の結果、転落防止柵設置箇所に通じる通路の出入り口の立ち入りが困難なため転落防止柵工を減工する。 3. 法面工 現地精査の結果、既設法面の雨滴侵食や洗掘防止のため、植生工を増工する。 4. 砂防整備工 現地精査の結果、管内の安全性向上のため、緊急時等に通行する管理用通路支障物撤去等を行い、当初の想定よりも短い期間で作業が完了したため、砂防設備整備工の施工数量を変更（減）する。 5. 共通仮設費 特記仕様書第25条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を増工する。 6. 工期 元設計のとおりとする。 										